

静岡県職員の仕事説明会



静岡県総務部人事課

静岡県の役割

国

- 国全体の基本方針
- 全国共通の制度の立案

地域の実情に応じた
制度の運用

市町（県下35市町）

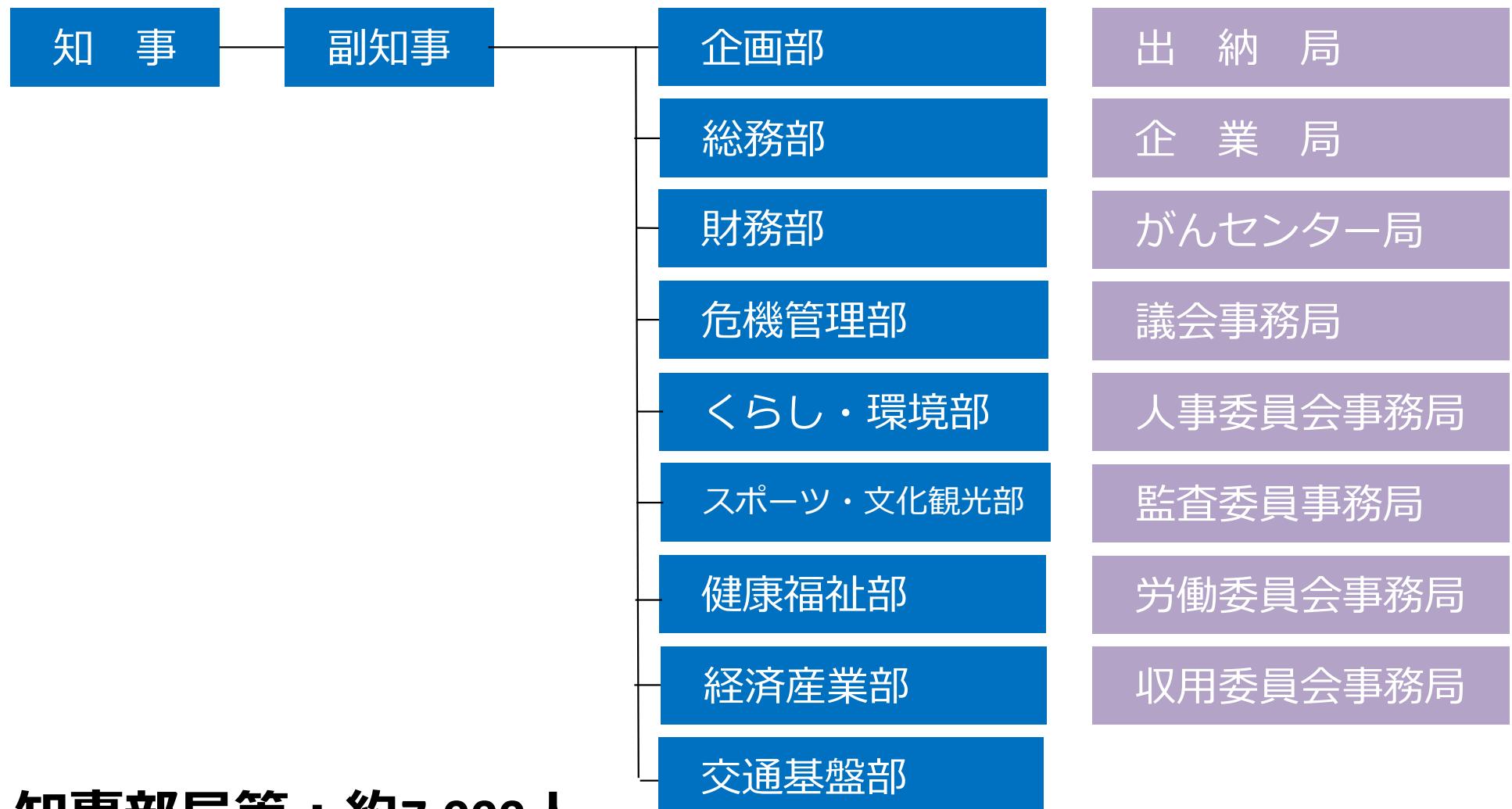
- 個々の施策の計画
- 住民サービスの実施

市町を超えた
広域的な地域づくり

県（静岡県）

- 広域的な地域の方針
- 産業、福祉等の広域調整
- 法律の運用・市町への助言、支援
- 公衆衛生等の行政サービスの実施
(県が実施することが望ましい事務など)

静岡県の組織（執行機関）



知事部局等：約7,000人

静岡県の組織

企画部

県の重要な課題をとりまとめたり、海外の都市との交流を進めたりする仕事をしています。

総務部

職員の人事や組織に関する仕事のほか、市町との連携等、県の仕事を支える業務をしています。

財務部

税金を集めることのほか、行財政改革の推進等、県の仕事を支える業務を行っています。

危機管理部

地震や風水害などの様々な危機から県民を守る仕事をしています。

くらし・環境部

県民の皆様が安心して暮らせる社会、環境への負荷の少ない循環型社会を築く仕事をしています。



静岡県の組織

スポーツ・文化観光部

スポーツや文化の振興、富士山に関する総合的な取組、交流人口の拡大に向けた仕事をしています。

健康福祉部

お年寄りやこども、障害のある人たちも暮らしやすい社会づくりや、県民の健康を守る仕事をしています。



経済産業部

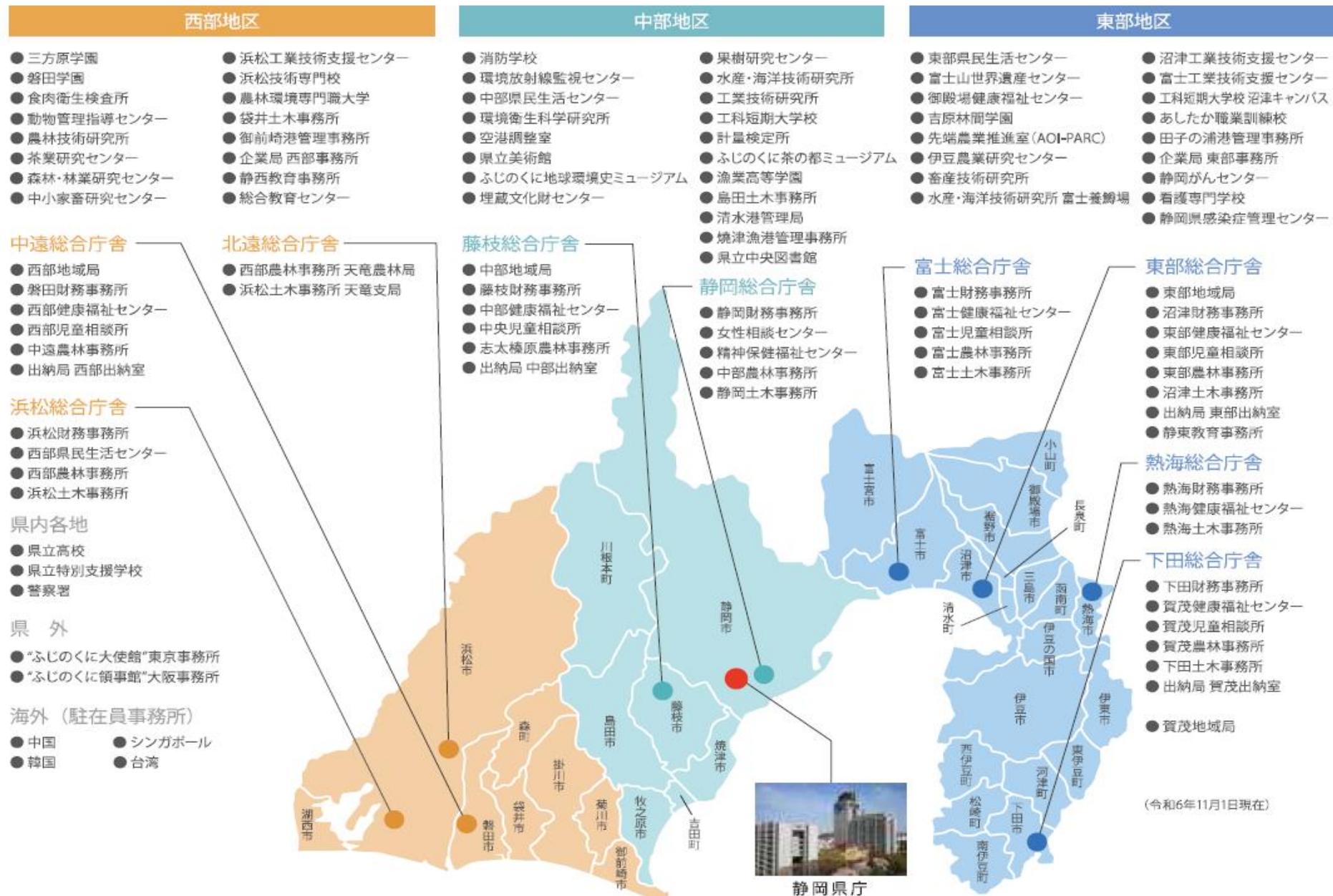
農林水産業や商工業を盛んにしたり、働く人たちを支援する仕事をしています。



交通基盤部

道、川、港などを整備・管理したり、まちづくりをすることで、県民の皆様を自然災害から守ったり、くらしを便利にしたり、景観や環境を守る仕事をしています。

静岡県の組織（出先機関）



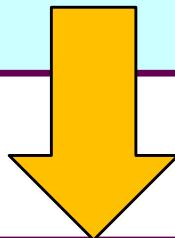
障害のある方への配慮

静岡県障害者活躍推進計画(R2.4.1施行)

<目的>

障害のある職員が活躍できる環境づくり

- 障害のある方の積極的な採用（法定雇用率の確保）
- 障害のある職員の定着（働きやすい職場環境の実現）



<取組>

- ・相談体制の整備（障害のある職員の相談役の設置）
- ・職務環境の整備
(要望を踏まえた施設の環境整備、就労支援機器の導入など)

配慮実績

歩行障害 のある職員

- ・車いまでの移動に支障がないよう、執務室内のスペースを広めに確保
- ・出張を伴う業務は免除する一方、内部事務の割合を増

聴覚障害 のある職員

- ・班内の打ち合わせでチャットツールを積極的に活用
- ・電話対応は行わないが、他課とのミーティングにはできるだけ参加

その他

- ・業務支援が必要な職員及び所属への支援員の短期配置
- ・働きやすい環境の整備のための職員向け研修
- ・外部機関から相談員を招き、障害のある職員及び所属の相談窓口を設置
- ・職場での悩み・不安を聞き取り